

## 訓 令

埼玉県監査委員

訓令第一号

埼玉県代表監査委員

埼玉県監査事務局事務の専決及び代決に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

埼玉県監査委員 小山 彰

埼玉県監査委員 間 嶋 順 一

埼玉県監査委員 小 川 真一郎

埼玉県監査委員 新 井 豪

埼玉県代表監査委員 小 山 彰

埼玉県監査事務局事務の専決及び代決に関する規程の一部を改正する訓令

埼 玉 県 監

埼玉県監査事務局事務の専決及び代決に関する規程（昭和五十九年

埼玉県代表監

査委員

訓令第一号）の一部を次のように改正する。

査委員

別表第一第一号事務局長専決事項の欄中6から49までを次のように改める。

6 個人情報保護の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号。7から53までに  
おいて「法」という。）第六十二条の規定に基づき、利用目的を明示すること。

7 法第六十六条第一項の規定に基づき、安全管理措置を講ずること。

8 法第六十八条第二項の規定に基づき、通知すること。

9 法第七十条の規定に基づき、措置要求をすること。

10 法第七十一条第一項の規定に基づく本人の同意を得ること。

11 法第七十一条第二項の規定に基づき、参考となるべき情報を本人に提供する  
こと。

12 法第七十一条第三項の規定に基づき、必要な措置を講ずるとともに、本人の  
求めに応じて当該必要な措置に関する情報を提供すること。

13 法第七十二条の規定に基づき、措置要求をすること。

14 法第七十三条第二項の規定に基づき、安全管理措置を講ずること。

15 法第七十六条第一項の規定に基づく開示請求を受理すること。

16 法第七十七条第三項の規定に基づき、開示請求書の補正を求めること。

17 法第八十二条第一項の規定に基づき、保有個人情報の全部又は一部を開示す

- 18 法第八十二条第二項の規定に基づき、保有個人情報の全部を開示しない旨の決定をし、及び通知すること。
- 19 法第八十三条第二項の規定に基づき、期間を延長し、及び通知すること。
- 20 法第八十四条の規定に基づき、通知すること。
- 21 法第八十五条第一項の規定に基づき、事案を移送し、及び開示請求者に通知し、又は事案の移送を受けること。
- 22 法第八十六条第一項又は第二項の規定に基づき、通知し、及び意見書を受理すること。
- 23 法第八十六条第三項（法第七十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、通知すること。
- 24 法第八十七条第一項の規定に基づき、保有個人情報を開示すること。
- 25 法第八十七条第三項の規定に基づく申出を受理すること。
- 26 法第九十条第一項の規定に基づく訂正請求を受理すること。
- 27 法第九十一条第三項の規定に基づき、訂正請求書の補正を求めること。
- 28 法第九十三条第一項の規定に基づき、訂正をする旨の決定をし、及び通知すること。
- 29 法第九十三条第二項の規定に基づき、訂正をしない旨の決定をし、及び通知すること。
- 30 法第九十四条第二項の規定に基づき、期間を延長し、及び通知すること。
- 31 法第九十五条の規定に基づき、通知すること。
- 32 法第九十六条第一項の規定に基づき、事案を移送し、及び訂正請求者に通知し、又は事案の移送を受けること。
- 33 法第九十七条の規定に基づき、通知すること。
- 34 法第九十八条第一項の規定に基づく利用停止請求を受理すること。
- 35 法第九十九条第三項の規定に基づき、利用停止請求書の補正を求めること。
- 36 法第一百一条第一項の規定に基づき、利用停止をする旨の決定をし、及び通知すること。
- 37 法第一百一条第二項の規定に基づき、利用停止をしない旨の決定をし、及び通知すること。
- 38 法第一百二条第二項の規定に基づき、期間を延長し、及び通知すること。
- 39 法第一百三条の規定に基づき、通知すること。
- 40 法第一百五条第三項において準用する同条第二項の規定に基づき、諮問をした旨を通知すること。

- 41 法第九十九条第一項の規定に基づき、行政機関等匿名加工情報を作成すること。
- 42 法第十二条第一項の規定に基づく提案を受けること。
- 43 法第十四条第一項（法第十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、審査すること。
- 44 法第十四条第二項（法第十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、通知すること。
- 45 法第十四条第三項（法第十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、通知すること。
- 46 法第十五条（法第十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結すること。
- 47 法第十八条第一項の規定に基づく提案をうけること。
- 48 法第二十条の規定に基づき、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を解除すること。
- 49 法第二十一条第二項の規定に基づき、必要な措置を講ずること。  
別表第一第一号事務局長専決事項の欄に次のように加える。
- 50 法第二十三条第一項の規定に基づき、公表及び明示すること。
- 51 法第二十三条第三項の規定に基づき、必要な措置を講ずること。
- 52 法第二十七条の規定に基づき、適切な措置を講ずること。
- 53 法第二十八条の規定に基づき、苦情処理をすること。
- 54 埼玉県情報公開条例（平成十二年埼玉県条例第七十七号。以下この号から65までにおいて「条例」という。）第七条の開示の請求及び条例第二十一条第一項の開示の申出を受理すること。
- 55 条例第八条第二項の規定に基づき、開示請求書の補正を求めること。
- 56 条例第十四条第一項の規定に基づき、公文書の全部又は一部を開示する決定をし、及び通知すること。
- 57 条例第十四条第二項の規定に基づき、公文書の全部を開示しない決定をし、及び通知すること。
- 58 条例第十五条第二項の規定に基づき、期間を延長し、及び通知すること。
- 59 条例第十五条第三項の規定に基づき、通知すること。
- 60 条例第十六条第一項の規定に基づき、事案を移送し、及び開示請求者に通知し、又は事案の移送を受けること。
- 61 条例第十七条第一項又は第二項の規定に基づき、通知し、及び意見書を受理すること。
- 62 条例第十七条第三項（条例第二十五条において準用する場合を含む。）の規定

定に基づき、通知すること。

63 条例第十八条第一項又は第二項の規定に基づき、公文書を開示すること。

64 条例第十八条第三項又は第五項の規定による申出を受理すること。

65 条例第二十四条第三項の規定に基づき、諮問をした旨を通知すること。

66 埼玉県監査委員の公文書の開示等に関する規程（平成十三年埼玉県監査委員・代表監査委員告示第一号）第九条の規定に基づき、公文書の閲覧、聴取又は視聴の中止又は禁止を命ずること。

別表第一第二号事務の種類の欄中「事務局の」を削り、同号事務局長専決事項の欄中24を27とし、19から23までを22から26までとし、同欄18中「17」を「20」に改め、同欄18を同欄21とし、同欄17を同欄20とし、同欄16中「15」を「18」に改め、同欄16を同欄19とし、同欄15を同欄18とし、同欄14中「13」を「16」に改め、同欄14を同欄17とし、同欄13を同欄16とし、同欄12中「11」を「14」に改め、同欄12を同欄15とし、同欄11を同欄14とし、同欄10の次に次のように加える。

11 地公法第二十六条の三第一項の規定に基づき、副事務局長及び課長の高齢者部分休業の承認をし、又は職員の高齢者部分休業に関する条例（令和四年埼玉県条例第三十号。以下「高齢者部分休業条例」という。）第五条の規定に基づき、その承認を取り消し、若しくは休業時間を短縮すること。

12 高齢者部分休業条例第六条の規定に基づき、11の承認に係る休業時間の延長を承認すること。

13 埼玉県職員服務規程（昭和四十二年埼玉県訓令第四号）第十二条の六の規定に基づく高齢者部分休業をしている職員の申請により、副事務局長及び課長の高齢者部分休業の承認を取り消すこと。

別表第二監査第一課長専決事項の欄6中「事務局職員」を「職員」に改め、同欄17中「事務局職員」を「職員」に改め、同欄17を同欄20とし、同欄16中「事務局職員」を「職員」に改め、同欄16を同欄19とし、同欄15中「14」を「17」に改め、同欄15を同欄18とし、同欄14中「事務局職員」を「職員」に改め、同欄14を同欄17とし、同欄13中「12」を「15」に改め、同欄13を同欄16とし、同欄12中「事務局職員」を「職員」に改め、同欄12を同欄15とし、同欄11中「10」を「13」に改め、同欄11を同欄14とし、同欄10を同欄13とし、同欄9中「8」を「11」に改め、同欄9を同欄12とし、同欄8を同欄11とし、同欄7の次に次のように加える。

8 地公法第二十六条の三第一項の規定に基づき、職員（事務局長、副事務局長及び課長を除く。）の高齢者部分休業の承認をし、又は高齢者部分休業条例第五条の規定に基づき、その承認を取り消し、若しくは休業時間を短縮すること。

9 高齢者部分休業条例第六条の規定に基づき、8の承認に係る休業時間の延長

を承認すること。

10 埼玉県職員服務規程（昭和四十二年埼玉県訓令第四号）第十二条の六の規定に基づく高齢者部分休業をしている職員の申請により、職員（事務局長、副事務局長及び課長を除く。）の高齢者部分休業の承認を取り消すこと。

附 則

この訓令は、令和五年四月一日から施行する。